

檜葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 6,682	千円 15,206,678	千円 949,077	千円 878,841	% 5.78	% 8.04

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

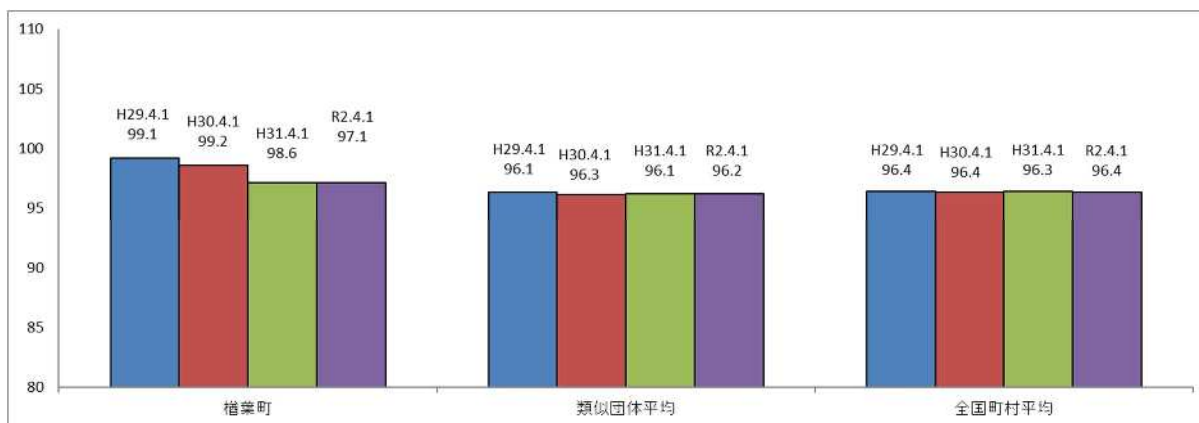
区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
2年度	人 105	千円 322,329	千円 44,823	千円 132,318	千円 499,470

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 4,757	千円 4,505

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表についても、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県の人事委員勧告に準拠し見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
檜葉町	40.1歳	298,300円	348,196円	316,939円
福島県	42.8歳	322,084円	414,254円	364,117円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.3歳	303,228円	352,080円	328,022円

② 技能労務職

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、技能労務職員が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
檜葉町	24.4歳	197,800円	234,970円
福島県	42.3歳	355,651円	410,573円
類似団体	38.5歳	279,796円	308,161円

(2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区 分		檜 葉 町	福 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	186,500円	193,100円	182,200
	高 校 卒	153,900円	158,400円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	159,250円	156,300円	—
	中 学 卒	155,317円	147,800円	—
教 育 職	大 学 卒	186,500円	215,400円	—
	高 校 卒	153,900円	169,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（3年4月1日現在）

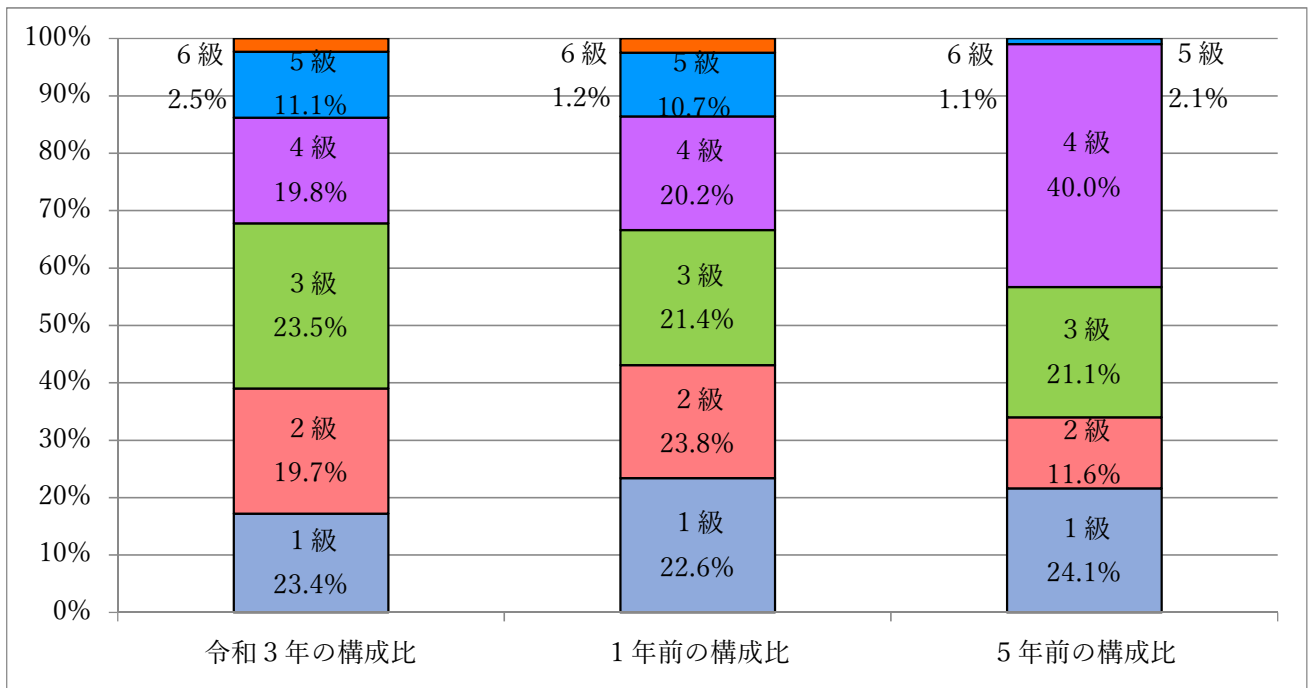
区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	269,100円	317,500円	368,400円
	高 校 卒	222,700円	在職者なし	316,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

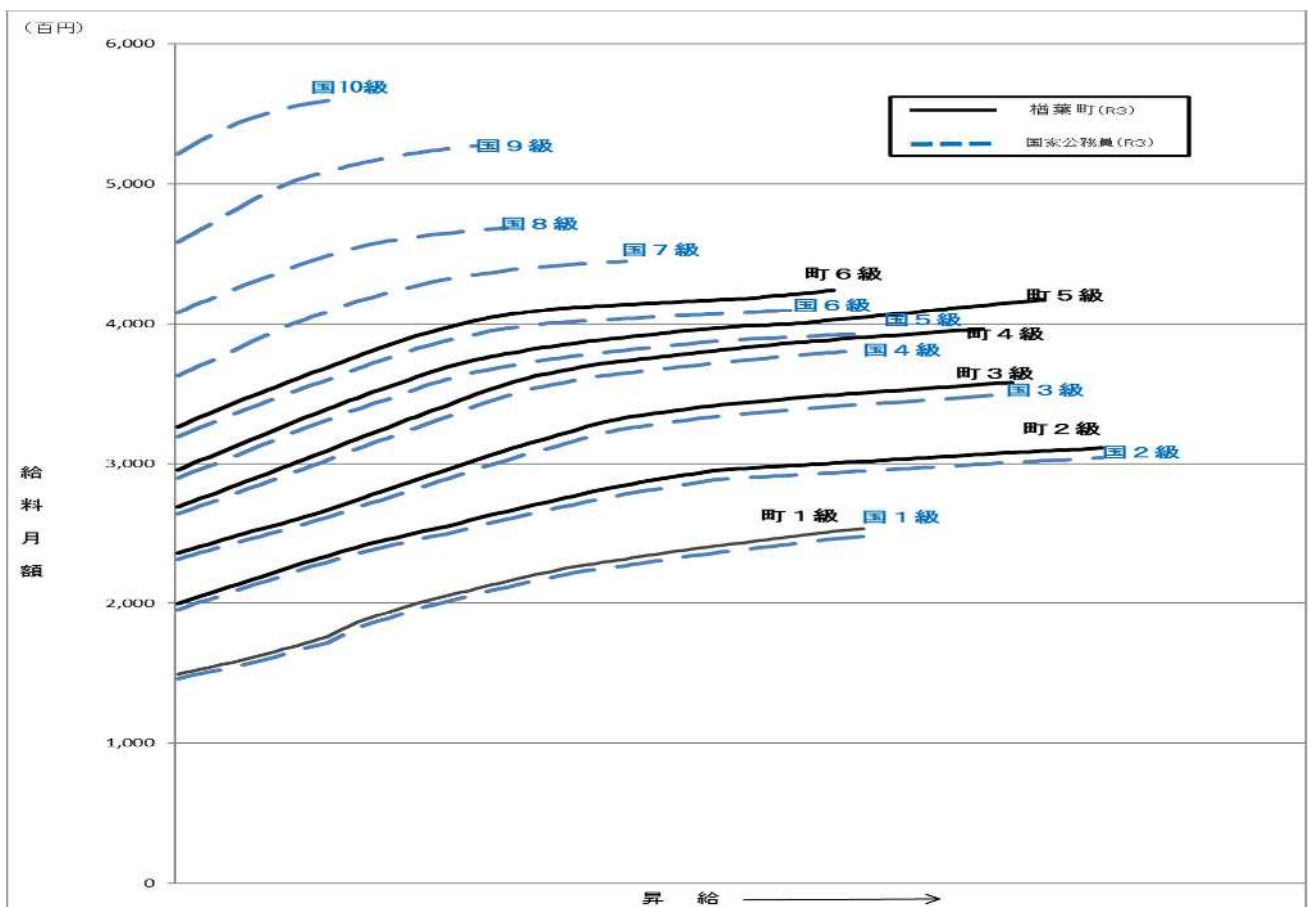
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	15 人	17.2 %	1,493 円	2,533 円
2 級	主 査	19 人	21.8 %	1,999 円	3,111 円
3 級	主任主査	25 人	28.8 %	2,358 円	3,582 円
4 級	主幹・課長補佐	16 人	18.4 %	2,692 円	3,945 円
5 級	課 長	10 人	11.5 %	2,955 円	4,122 円
6 級	(困) 参 事	2 人	2.3 %	3,264 円	4,221 円

- (注) 1 檜葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（檜葉町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

檜葉町	福島県	国
1人当たりの平均支給額 (2年度) 1,433千円	1人当たりの平均支給額 (2年度) 千円	—
(年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.95)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.95)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（檜葉町）

令和3年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○

活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

檜 葉 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24,586,875月分	勤続20年	19.6695月分	24,586,875月分
勤続25年	28.0395月分	33,27075月分	勤続25年	28.0395月分	33,27075月分
勤続35年	39.7575月分	47,709月分	勤続35年	39.7575月分	47,709月分
最高限度	47,709月分	47,709月分	最高限度	47,709月分	47,709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 6,264千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		146千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		7,684円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		18.2%		
手当の種類（手当数）		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （2年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務事務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	滞納者に対する税の徴収、申告及び家屋調査事務に従事したとき	133.5千円	日額500円
防疫作業に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事したとき	0千円	1回当たり1,000円
防疫作業に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	家畜伝染病作業に従事したとき	0千円	日額500円
結核性疾患者の指導業務に従事する保健師の手当	右記業務に従事した職員	保健師が結核性疾患者の指導業務に従事したとき	0千円	日額500円

用地交渉に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	用地交渉に従事したとき	51 千円	日額500円
狂犬病予防注射、野犬狩及び死犬等処理に従事する職員の勤務手当	右記業務に従事した職員	狂犬病予防注射、野犬狩及び死犬等処理に従事したとき	20.5 千円	日額500円
病虫害防除に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	病虫害防除に従事したとき	0 千円	日額500円
死体取扱業務に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	死体取扱業務に従事したとき	0 千円	1回あたり 3,000円
滞納者に対する保険料及び使用料徴収事務に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	滞納者に対する保険料及び使用料徴収事務に従事したとき	0 千円	日額 500 円
原子力災害時の立入調査等に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	原子力災害時の立入調査等に従事したとき	9 千円	日額 3,000 円
福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域において災害応急作業等に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域において災害応急作業に従事したとき	0 千円	1回あたり 2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	33,150千円
職員一人当たりの平均支給額（2年度決算）	315千円
支給実績（元年度決算）	55,929千円
職員一人当たりの平均支給額（元年度決算）	589千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当 (3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 配偶者、子以外6,500円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	千円 9,805	円 204,271
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。 支給額上限28,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	千円 2,530	円 230,000
通勤手当	<交通機関利用者> 63,000円まで全額支給。63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 7,660	円 93,415
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算	同じ	—	千円	円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	千円 5,880	円 420,000
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	千円 117	円 9,000
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)	異なる	支給額等	千円 13,610	円 17,446

5 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	778,000円 (778,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 391,500円
	副 市 町 村 長	617,000円 (617,000円)	653,000円 / 360,000円
報 酬	議 長	296,000円 (296,000円)	355,000円 / 200,000円
	副 議 長	254,000円 (254,000円)	316,000円 / 168,000円
	議 員	238,000円 (238,000円)	301,000円 / 150,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(2年度支給割合) 3.35月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(2年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48 給料月額×在職月数×0.29	(1期の手当額) (支給時期) 17,925千円 任期毎 8,589千円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

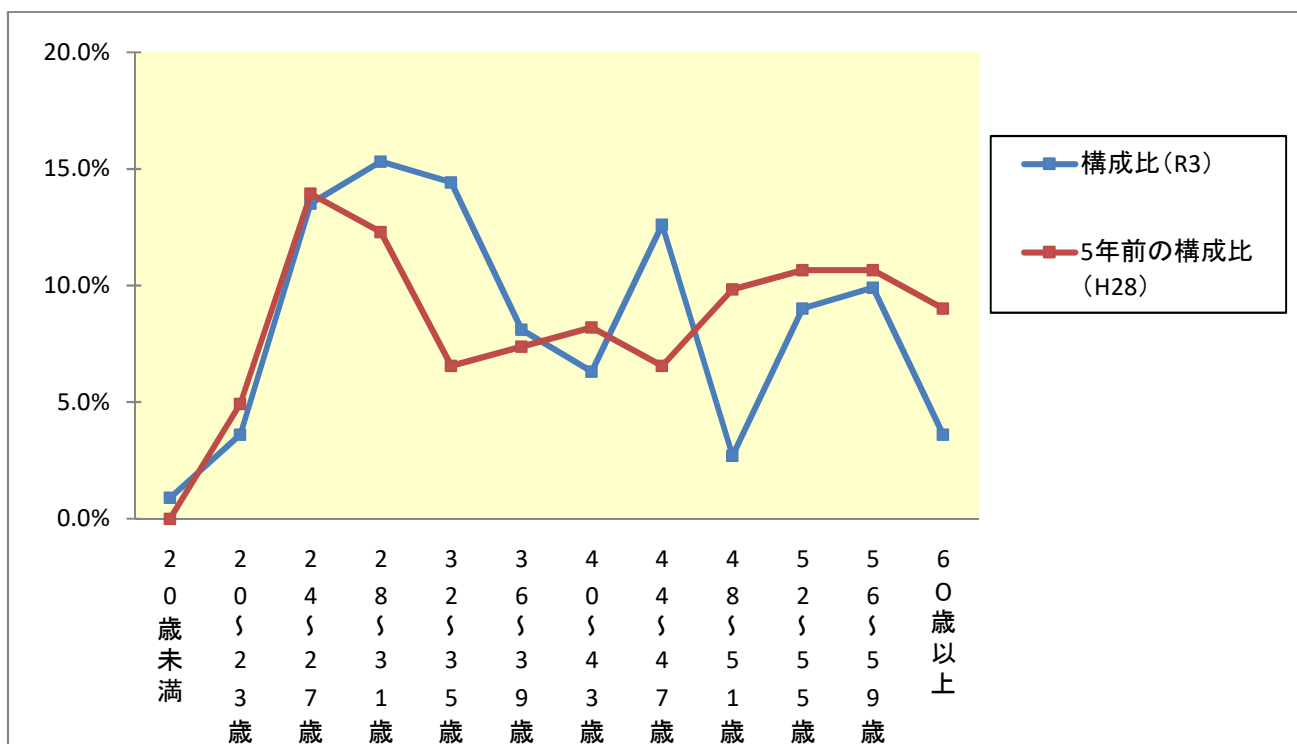
部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和〇年	令和2年	令和〇年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	—	欠員不補充 欠員補充	
		総務・企画	34	34	—		
		税務	6	6	—		
		労働	—	—	—		
		農林水産	10	10	—		
		商工	5	5	—		
		土木	12	10	▲2		
		民生	16	18	2		
		衛生	7	7	—		
	計	92	92	—	<参考> 人口1万当たり職員数 134.50人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 111.52人)		
	教育部門	13	12	▲1	部門間異動		
	消防部門						
	小 計	105	104	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 152.04人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 134.21人)		
公	下水道	2	2				

営 企 業 等 部 門	その他	4	5	1	会計間異動
	小計	6	7	1	
合計		111	111	—	<参考> 人口1万当たり職員数 162.28人
		[123]	[123]	[123]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	15人	17人	16人	9人	7人	14人	3人	10人	11人	14人	111人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	103	101	96	93	92	92	▲11(▲10.7%)
教育	13	11	12	12	13	12	▲1(▲7.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	116	112	108	105	105	104	▲12(▲10.3%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	7	1(16.7%)
総合計	122	118	114	111	111	111	▲11(▲9.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 519,229	千円 2,544	千円 8,178	% 1.6	% 1.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 2	千円 7,392	千円 1,189	千円 3,076	千円 11,657	千円 5,829	千円 5,953

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
檜葉町	39.5歳	308,000円	485,693円
団 体 平 均	43.7歳	331,372円	495,629円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額（2年度） 1,538千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,464千円
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.95)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（2年4月1日現在）

○ ○ 市			○○（一般行政職・団体平均等）
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	1人当たり平均支給額 6,488千円
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			
1人当たり平均支給額			
自己都合： 0千円			
応募認定・定年： 0千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	600千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	300千円
支給実績（元年度決算）	997千円
職員1人当たり平均支給額（元年度決算）	498千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （2年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 配偶者、子以外6,500円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	千円 348	円 174
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限28,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	千円 42	円 42

通勤手当	<p><交通機関利用者> 63,000円まで全額支給 。63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額</p> <p><自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給</p>	異なる	支給額等	千円 174	円 87
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員</p> <p>60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算</p>	同じ	—	千円 0	円 0
管理職手当	<p>管理または監督の地位にある職員に対して支給</p> <p>・35,000円</p>	異なる	支給額等	千円 0	円 0
管理職特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給</p> <p>・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)</p>	異なる	支給額等	千円 0	円 0
宿日直手当	<p>宿日直を命じられた職員に支給</p> <p>1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)</p>	異なる	支給額等	千円 170	円 170